論点メモ

- 第1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方について
 - 名誉毀損を理由とする削除請求の判断基準(ポイント6の2、3)
 - 名誉感情侵害を理由とする削除請求の判断基準 (ポイント7の3)
 - 前科・前歴の実名での公表(ポイント8の4(2))
- 第2 SNS等における「なりすまし」(ポイント12)
- 第3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
 - 〇 単純転載行為(転載の趣旨が把握し難い場合)(ポイント15の2)
 - Twitterの「いいね」による権利侵害(ポイント16の3(2))
 - O ハイパーリンクの設定による権利侵害(ポイント17)
 - 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明(ポイント18(2)ア)
 - 〇 ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害(ポイント19)
- 第4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
 - 〇 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合(ポイント20の4)
 - 名誉感情の侵害が認められる場合の削除の範囲(ポイント20の5)
 - 名誉感情の侵害も認められない場合の対処の在り方(ポイント20の6)
- 第5 集団に対するヘイトスピーチ
 - 〇 ヘイトスピーチによる被害に関する救済の在り方(ポイント21)
- 第6 識別情報の摘示(特定の地域を同和地区であると指摘する情報)

〇 同和地区に関する識別情報の摘示による被害に関する救済の在り方(ポイント22)

第7 その他 (ポイント23~25)

以 上